

平成 26 年 3 月 24 日

上場銀行における社外取締役設置に係る監督指針の改正案への意見

一般社団法人全国地方銀行協会

- 会社法改正法案では社外取締役の設置は義務付けられておらず、また東証の上場規程でも社外取締役の確保は努力義務である。一方、監督指針改正案の「取締役の選任議案の決定に当たって～独立性の高い社外取締役が確保されているか検証する」は、社外取締役の設置の義務付けともとれる記載となっており、改めるべきである。
- 仮に改められない場合、「取締役の選任議案の決定に当たって、～確保されているか検証する」は、取締役の選任議案の決定プロセスにおいて、独立性の高い社外取締役を確保するよう努めたかを事後的に検証するものであり、選任議案の是非を評価するものではないことを確認したい。
- 「独立性の高い社外取締役」とは、東証など金融商品取引所の上場規程の独立役員要件と同様との理解でよいか。
- 「上場銀行及び上場持株会社」について、公開会社であるが非上場の銀行や、有価証券報告書を提出しているが非上場の銀行は対象外という理解でよいか。

以 上